

# 下関市立大学国際交流委員会規程

平成 19 年 4 月 1 日

規 程 第 15 号

改正 平成 20 年 3 月 14 日規程第 17 号  
平成 23 年 1 月 28 日規程第 1 号  
平成 29 年 3 月 31 日規程第 24 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人下関市立大学及び下関市立大学における国際交流に関する事項を審議するために設置される下関市立大学国際交流委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 外国の教育・研究機関等との交流（教員・学生の派遣又は交流を含む。）に關すること。
- (2) 協定校からの外国人教師及び外国人研究者の派遣の受け入れに關すること。
- (3) 外国人留学生に關すること。
- (4) 国際交流会館の管理運営に關すること。
- (5) その他国際交流に關すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 大学院研究科長
- (4) 教務委員会委員 1 名
- (5) 英語、中国語、朝鮮語及び日本語担当教員各 1 名
- (6) 法律担当教員 1 名
- (7) 学務グループ長及び国際交流班長

(任期)

第 4 条 前条第 5 号及び第 6 号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

- 2 委員が任期途中で退任した場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員会の委員長は、学長をもって充てる。
- 3 委員会の副委員長は、委員の互選により選出する。

(委員長等の責務)

第6条 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第7条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、国際交流班において行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日規程第17号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月28日規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規程第24号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。